

2022年1月 20日

メンバー各位

クラス3 – P&I保険 (Class 3 – Protection and Indemnity)

2022保険年度加入証明書追認状 (Endorsements to 2022/23 policy year Certificates of Entry)

2022保険年度のクラス3 - P&I保険の加入証書に付帯すべきP&I戦争危険担保および2006年海上労働条約(MLC)に関する追認状を添付いたします。

これら追認状は、各メンバーの加入証明書に適用される旨が明記されている場合に効力を持ちます。

国際P&Iグループによる2022保険年度一般超過損害額再保険契約の更新にあたり、P&I戦争危険特別担保についても、そのコストを船主に課す総保険料に含む形で、12カ月間について更新されます。

2021保険年度のように、P&I戦争危険特約第5条に定める加入船の適正価額(現在では5億米ドルを上限とする)または戦争危険について他の保険から補償を受けることができる額のうちいずれか高い方の金額を超えるクレームのみが担保の対象となります。

保証書または証書に基づく当クラブによる支払いが戦争危険に関するものである場合には、メンバーは、その支払いが標準的なP&I戦争危険保険に基づいて補償されるか、または補償されたであろう範囲については、当クラブを免責するものとします。

P&I保険 — 戦争危険約款追認状

保険年度：2022

危険担保期間：2022年2月20日正午 — 2023年2月20日正午

ルール第25条の規定に従い、同第25条(1)による戦争危険除外規定がなかりせばクラブのルールに基づいて担保されるであろう損害、債務、費用が担保されるよう担保範囲を拡張することをここに同意する。この拡張されたP&I戦争危険保険は、かかる損害、債務、費用に関し、一船舶一事象あたり5億米ドルの限度額が適用される(下記第4項参照)。

本保険は、船舶または乗組員のP&I戦争危険保険証券により回収可能な金額を超える分のクレームを支払うものであり、一事象当たり加入船の適正船体価額(下記第5項参照)または5億米ドルのいずれか低い方の超過額が対象となる。ただしこの条件は、船舶の加入がもつばら裸傭船者以外の傭船者の名義で、またはその傭船者に代わってなされている場合には適用されず、また、理事会がその裁量により、そして判断の理由を述べることなく、メンバーがクラブから回収すべきであると判断した場合、クレームの全体またはその一部がその(適正船体価額または5億米ドルのいずれか低い)金額を超えぬ場合であっても、理事会は全部または一部の支払いを認めることができる。

1. ルール第25(2)に基づく戦争危険に関する保険は、以下の約款に従う。

(a) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器、電磁兵器およびコンピューターウィルス除外約款

本約款は至上約款であり、本保険に含まれるこれに反するいかなるものにも優先し、2003年3月27日付のクラブサーキュラー、「国際P&IグループのP&I戦争危険担保」に従って解釈される。

第1条 いかなる場合も、本保険は、直接または間接的に以下の事項が原因もしくは一因となる、またはそれらから生じる損失、損害、債務、費用を担保しない。

- 1.1 あらゆる種類の化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器。
- 1.2 危害を及ぼす手段としてのあらゆる種類のコンピューターウィルスの使用または操作。
- 1.3 上記の1.2は、あらゆる種類の兵器やミサイルの発射、誘導や点火装置にコンピューター、コンピューター装置、コンピューターのソフトウェアプログラムまたはその他の電子装置を使用することにより生じる(本保険証券に基づいて別段に担保される)損害を除外するものではない。
- 1.4 本条で除外されない限り、本保険でカバーされるいかなる損失は、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、またはその他の電子システムの使用または操作に関与することによって損なわれることはない。

(b) TOPIA 2006除外約款

本保険の規定により、テロ行為による汚染損害に関して「2006年タンカー油濁補償協定」(TOPIA2006)に基づき被保険船主に国際油濁補償(IOPC)追加基金への拠出責任が生じる可能性がある場合、本保険は、いかなる損害、債務、費用も担保しない。

(c) 制裁約款

ルール第5条(6)および第20条(16)の規定を損なわぬ限り、債務、費用に関するクレームの支払いや利益の提供により、再保険者が国家、国際機関またはその他の主管庁による制裁、禁止または不利な措置を被る可能性がある場合、その限りにおいて本保険は、かかる債務、費用に対する担保を除外する。

2. クラブの保険年度の前、またはその開始時点、あるいは保険年度の期間中のいかなる時であっても、クラブは、その裁量により、ルール第25条(2)（「禁止区域」）に基づいてこの戦争危険に関する本保険の対象から（陸上、海上にかかわらず）あらゆる港、場所、国、地帯、区域を除外する旨を決定することができる。クラブによる別段の定めがある場合を除き、禁止区域に関する本保険は、クラブのルール第25条(2)に従って上記の決定に関する通知を発してから7日目の24時をもって停止する。理事会がその裁量で別段の決定を下さない限り、または別段の決定を下した場合はその限りにおいて、その停止日以降、いかなる形であれ、禁止区域内の事象、事故、出来事から生じたあらゆる損害、債務、費用について、本保険のもとでクラブから回収することはできない。
3. 本保険の他の条件にかかわらず、ルール第25条(2)に基づく戦争危険担保は、クラブの7日前の通告により解約することができ（クラブによって解約通知が発行された日の24時から7日を経過した時点で解約が有効となる）、また、クラブは、そのような解約知通知発行後いつでも、自己の裁量で定める諸条件と限度額により、ルール第25条(2)に従って本担保の復活を決定することができる。ルール第25条(2)の規定を損なわぬ限り、本保険は、別紙11に示す「協会解約通知、担保自動終了および戦争核危険除外約款 – 船舶等」に従う。
4. 加入船の裸傭船者、定期傭船者、航海傭船者、スペースまたはスロット傭船者や船主が、損害、債務およびそれらの付随費用の担保に関して、クラブのルール第25条(2)と、プール協定および一般超過損害額再保険契約に参加している他クラブの同等のルールの双方またはいずれかに個別に付保している場合、当クラブのルール第25条(2)と、他クラブの同等のルールの双方またはいずれかのもとで担保される損害、債務およびそれらの付随費用に関するクレームの総額は、一船舶一事象あたり5億米ドルを限度とする。かかる損害、債務、費用がこの限度額を超える場合、各加入証書のもとでのクラブの責任は、クラブおよび、該当する場合は、そのような他クラブから回収できるクレームの合計額に対する当該加入証書のもとで回収できるクレーム金額の割合を当該限度額に乗じた額に制限される。
5. 理事会は、加入船が、船舶または乗組員のP&I戦争危険保険証券に基づいて適正価額で付保されていたかどうかを決定する。理事会が、実際の付保額が適正価額を下回っていると決定した場合、メンバーは、そのような適正価額の超過分のみを回収できる。

（注：船舶が適正価額で付保されていたかどうかを決定するに際しては、上記船舶または乗組員のP&I戦争危険保険証券が市況に関する適切な助言を踏まえて定期的に見直されてきたと理事会が納得する必要がある。適正価額とは、事件発生時点における当該船舶の自由市場価額に相当する額に妥当な程度近い価額をいう。）

別紙1

解約通知、担保自動終了および戦争核危険除外約款の制定 — 船舶等

1. 解約

戦争等の危険に関する保険担保は、クラブが7日前の通告によりこれを解約できる(解約通知がメンバー(被保険船主)に対して発行された日の24時から7日を経過した時点で解約が有効となる)。ただし、クラブは、かかる解約通知の期限に先立ち、新たな保険料率、諸条件、確約的担保のすべて、あるいはそれらのいずれかについてクラブと被保険船主との間で合意に至れば、担保を復活できる。

2. 担保の自動終了

かかる解約通知がなされたか否かにかかわらず、戦争等の危険に関する本担保は、以下の場合、自動的に終了する。

2.1 次の諸国間で戦争が勃発した場合(宣戦布告があるか否かを問わない):

英国、アメリカ合衆国、フランス、ロシア連邦、中華人民共和国。

12.1 本保険に基づき担保を付与されている船舶に関して、その船舶の所有権もしくは使用権が徴用される場合。

3. 五大国間の戦争・核危険の除外

本保険は以下を除外する。

3.1 以下の事由により生じる損害、損傷または費用

3.1.1 次の諸国間で戦争が勃発した場合(宣戦布告があるか否かを問わない)。

英国、アメリカ合衆国、フランス、ロシア連邦、中華人民共和国。

3.1.2 所有権もしくは使用権の徴用。

3.2 以下の事由により直接または間接的に滅失または損傷、負傷、疫病、死亡その他の事故が発生し、それに関して責任、損害または費用が生じた場合、本保険は、かかる債務、損害、費用(その原因の一端が被保険船主またはその使用人や代理人の怠慢によるか否かにかかわらず)を一切担保しない。

- a) 核燃料、核廃棄物、核燃料の燃焼から生じる放射能による電離放射線あるいは放射能汚染。
- b) 原子力施設、原子炉、その他の原子力構造物品またはそれらの構成部分の放射性・毒性・爆発性またはその他の危険や汚染をもたらす特性。
- c) 原子核分裂もしくは原子核融合、またはその他の同様な反応、または放射能や放射性物質を利用した兵器や装置。

d) 放射性物質の放射性・毒性・爆発性またはその他の危険や汚染をもたらす特性。

但し、書面でマネジャーの同意を得ている被保険船舶上の貨物として輸送される(1965年英国核設備法またはその施行規則で定める)「除外品目」の輸送から生じる債務、損害や費用は担保される。

4. 法律および運用

本約款は、イングランドおよびウェールズの法律に準拠し、これに従って解釈されるものとし、各当事者は、イングランドおよびウェールズの裁判所の専属管轄に服することに同意する。

戦争等の危険に関する保険担保は、再保険者が引き受け承諾後、予定された保険期間の開始前に、本約款の規定上担保の自動終了となり得る事象が発生した場合、効力を生じない。

P&I保険 — MLC 2006

保険年度：2022

危険担保期間：2022年2月20日正午 — 2023年2月20日正午

海事労働条約の拡張約款 2016

ルール第19条(3)に基づく担保範囲を拡張し、下記に定める危険を含むことをここに同意する。

1. このMLC拡張約款(「拡張約款」)の他の規定のみを条件として、クラブは、改正2006年海事労働条約(MLC2006)またはMLC2006を実施する締約国の国内法に従い、メンバーに代わって以下の債務を果たすか支払いを履行するものとする。
 - a) 第2.5規則、第2.5基準(規範A)および第2.5ガイドライン(規範B)に従って船員の未払賃金および送還費用ならびにこれらに付随する費用に関する債務。そして
 - b) 第4.2規則、第4.2.1基準(規範A)および第4.2ガイドライン(規範B)に従って死亡または長期の後遺障害に対する補償に関する債務。
2. メンバーは、下記項目の全額をクラブに返済すべきこと。
 - a) 第1項(a)より支払われたクレーム。ただし、当該クレームがルール第19条(1)(G)(送還)により回収可能な債務や費用に関するものである場合を除く。そして
 - b) 第1項(b)より支払われたクレーム。ただし、当該クレームがルール第19条(1)(船員に関する責任)により回収可能な債務や費用に関するものである場合を除く。
3. 当該責任や費用が、社会保障制度もしくは基金、別個の保険協定もしくは他の同様の協定により回収可能である場合、第1項(a)または第1項(b)による支払いは行われない。
4. クラブは、下記事項が直接的・間接的原因もしくは寄与原因または発生源である債務や費用については、メンバーまたはメンバーの被用者もしくは代理人の過失がその寄与原因となったか否かにかかわらず、第1項(a)または第1項(b)による債務を果たすか支払いを履行しない。
 - a) あらゆる種類の化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁兵器
 - b) 危険を及ぼす手段としてのあらゆるコンピューター、コンピューターシステム、コンピューターのソフトウェアプログラム、コンピューターウィルスまたはプロセス、もしくはその他の電子システムの使用または操作。
5.
 - a) 戦争危険に関する拡張約款は、クラブがメンバーに対する30日前の通告によりこれを解約できる(解約通知が発行された日の24時から30日を経過した時点でこの解約が有効となる)。
 - b) かかる解約通知の有無にかかわらず、下記事項が発生した場合、拡張約款は、戦争危険に関して自動的に終了する。

- i) 次の諸国間で戦争が勃発した場合(宣戦布告の有無を問わない)。
 - ii) 英国、アメリカ合衆国、フランス、ロシア連邦、中華人民共和国。
 - iii) 本保険に基づき担保を付与されている船舶に関して、その船舶の所有権もしくは使用権が徴用される場合。
- c) 拡張約款は、下記事由による損失、損害、責任または費用を除外する。
- i) 次の諸国間での戦争の勃発(宣戦布告の有無を問わない):
英国、アメリカ合衆国、フランス、ロシア連邦、中華人民共和国。
 - ii) 所有権もしくは使用権の徴用。
6. 拡張約款には、ルール第5条(6)、第20条(16)(制裁)および第23条(1)(一般的除外)が適用される。
7. 拡張約款のもとでの担保は、第2.5規則、第2.5.2.11基準(規範A)または第4.2規則、第4.2.1.12基準(規範A)に基づく終了通知の30日後に終了する。なお、この規定によって第5項が損なわれることはない。
8. 拡張約款に起因または関連して何らかの論争が生じたときは、ルール第44条(論争と紛議)に従って解決する。
9. 拡張約款の適用上、

「メンバー」とは、保険条件に基づき発生する保険料、分担金、追加の保険料その他の金員の支払いについて責任を負う被保険者をいう。

「船員」の意味は、MLC2006における定義と同じとする。

「戦争危険」とは、ルール第25条(1)(一般的除外)に定める危険をいう。

以下の二つの除外は、2022年2月20日(GMT) から適用される。

JL2021-0014 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態における伝染病の除外(海上賠償責任及びエネルギー契約)及びLMA5395 コロナウィルスリスクの除外(海上およびエネルギー賠償責任)
LMA5403 海上サイバーリスクに関する追認状

以上
(翻訳)ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本 Circular はすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。